

標題 : 自治労青年女性オキナワ平和の旅の開催について
(その4・ハラスメント対応について)
発信番号 : 自治労発2024第1459号
発信日付 : 2024年12月5日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様, 青年部常任委員様, 各県本部青年部長様, 女性部常任委員様,
各県本部女性部長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃の取り組みに敬意を表します。

12月7～9日にかけて開催します青年女性オキナワ平和の旅におけるハラスメント対応について、直前ですが次のとおりお知らせいたします。参加者へ周知徹底していただきますよう、よろしくお祈いします。

記

1. 経 過

自治労青年女性オキナワ平和の旅は、決して旅行ではなく、反戦平和の大切な取り組みであり集会です。コロナ禍前や昨今の他の集会等においても、飲酒によるトラブルやハラスメント事案等が発生しています。過去の事案では、懇親会をきっかけとして、泥酔状態の参加者から不必要な身体接触を受けた、性的言動を受けた、とする訴えを受けています。また、深酒等による遅刻等が散見され、集会運営等にも大きな影響を及ぼした事例もあります。

ハラスメントの撲滅を掲げる自治労本部として、これ以上の深刻な事案を生じさせてはならないため、酒宴をとともなう懇親会を全面的に禁止すべき状況にあると認識しています。しかし、組合員相互の交流は重要と考え、最低限の措置として、2025年1月から「自治労本部主催の会議・集会の際に付随して行う酒宴のとともなう懇親会は、自治労本部、県本部、単組の主催、若しくは、私的に行う懇親会も含めて、一次会まで」との対応を取ることとしています。(自治労発2024第1433号)

青年部、女性部では、この旅の成功にむけて、先行して以下の対応を取ることとします。また、当日もハラスメント一掃宣言を発出し、ハラスメント防止の注意喚起を行います。改めて各県本部におかれましては、参加者へ本集会及び反戦平和の取り組みの重要性やハラスメントの発生予防の対策の周知、節度ある行動の呼びかけの徹底をお願いいたします。

2. オキナワ平和の旅における夕食・交流会の対応

・平和の旅の期間中のお酒をとともなう全体交流会、県本部、単組間、若しくは、私的に行う夕食交流も含め、一次会までとします。

・二次会は、いずれの主催であっても、禁止とします。

・1日目の全体交流会は、お酒の提供はありますが適量での交流とします。お酒の持ち込みは受け付けません。

3. ハラスメント行為(疑い含む)の訴えを受けた際の自治労本部の対応

・安全、安心な集会の場を提供するため、主催者として状況把握のために聞き取りを行います。

・本部が聞き取った内容について、被害者の希望に応じて、行為者の所属する県本部・単組に通知します。

・本部が聞き取った内容は、プライバシーに留意し、集会担当本部役員、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局、行為者が所属する県本部責任者(委員長・書記長)に限定し、共有します。

・集会運営に支障をきたす行為と判断、または被害者の安全確保が必要と判断した場合は、行為者に途中退席を求めます。

ご不明な点等ございましたら、女性部：川辺、佐々木、青年部：松長、ラムまでお問い合わせください。

TEL(総合組織局)：03-3263-0271 FAX：03-5210-7422